

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7年 3月 19日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 タケシマダンレイコウギョウカブシキガイシャ 竹島暖冷工業株式会社  
 住所 〒635-0022 奈良県大和高田市大字高田1421番1  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク タケシマ ヨシタカ 代表取締役 竹島 祥貴  
 電話番号 0745-23-0848  
 FAX番号 0745-23-3540  
 メールアドレス takedan@vesta.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 7年 3月 19日

届出者

氏名又は名称 **竹島暖冷工業株式会社**  
住 所 〒635-0022 大和高田市大字高田1421番1  
代表者氏名 代表取締役 **竹島 祥貴**

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	タケシマダンレイコウギョウカブシキガイシャ 竹島暖冷工業株式会社		
住 所	〒635-0022 奈良県大和高田市大字高田1421番1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>タケシマ ヨシタカ</small> 竹島 祥貴		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 竹島 章喜	代表取締役 竹島 祥貴	令和7年3月3日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7年 3月 19日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

**竹島暖冷工業株式会社**  
〒635-0022 大和高田市大字高田1421番1  
代表取締役 **竹 島 祥 貴**

水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市大字高田1421番1  
竹島暖冷工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-013005	
商号	竹島暖冷工業株式会社	
本店	奈良県大和高田市三和町461番地	
	奈良県大和高田市大字高田1421番1	平成28年 7月27日移転 ----- 平成28年 7月28日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和58年4月1日	
目的	1. 次の設備工事の設計・施工、設備機器の設置、設備機器の販売並びに設備の保守サービス (1)給排水、衛生、空調、冷暖房冷凍、ガス消火及び厨房設備などの管工事 (2)消防及び電気設備工事 2. 労働者派遣事業 3. 上記に附帯する一切の業務 平成20年 2月28日変更      平成20年 3月 5日登記	
発行可能株式総数	160株	
	640株	令和 6年 7月 8日変更 ----- 令和 6年 7月10日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 40株	
	発行済株式の総数 160株	令和 6年 7月 8日変更 ----- 令和 6年 7月10日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金1000万円	

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。 平成20年 9月25日設定 平成20年10月 8日登記		
役員に関する事項	取締役 竹島章喜	平成30年 5月22日重任 平成30年 5月29日登記	
	取締役 竹島典子	平成30年 5月22日重任 平成30年 5月29日登記	
	取締役 樋口明浩	平成30年 5月22日重任 平成30年 5月29日登記	
	取締役 竹島由季	令和 1年 7月 5日就任 令和 1年 7月 8日登記	
	取締役 竹島祥貴	令和 3年 6月16日就任 令和 3年 6月16日登記	
	<u>奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台33番13号</u> 代表取締役 竹島章喜	平成30年 5月22日重任 平成30年 5月29日登記 令和 7年 3月 3日辞任 令和 7年 3月 3日登記	
	奈良県北葛城郡広陵町大字安部121番地2 代表取締役 竹島祥貴	令和 7年 3月 3日就任 令和 7年 3月 3日登記	
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 5月26日移記	



奈良県大和高田市大字高田1421番1  
竹島暖冷工業株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 7年 3月 5日

奈良地方法務局中和支局

登記官

和田 谷 喜 洋



竹島暖冷工業株式会社

定 款



## 定 款

### 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、竹島暖冷工業株式会社 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の設備工事の設計・施工、設備機器の設置、設備機器の販売並びに設備の保守サービス
  - (1) 給排水、衛生、空調、冷暖房冷凍、ガス消火及び厨房設備などの管工事
  - (2) 消防及び電気設備工事
2. 労働者派遣事業
3. 上記に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県大和高田市 に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、640株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券の3種類とする。



(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第12条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(株式取扱規程)

第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役の過半数の決定により定める株式取扱規程による。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。



### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

#### (招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。



(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(資格)

第23条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第24条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第26条 当会社に取り締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。  
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第27条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。



(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

### 第5章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

### 第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第31条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

本書は会社の現行定款である。

令和 7 年 3 月 3 日

奈良県大和高田市大字高田1421番1  
竹島暖冷工業株式会社  
代表取締役 竹島 祥貴



この写しは定款の原本と相違ありません。

令和7年3月19日



〒635-0022 大和高田市大字高田1421番1

竹島暖冷工業株式会社

代表取締役 竹島 祥貴

